

義務教育費国庫負担制度の存続・拡充を求める意見書

子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、義務教育費国庫負担制度を存続・拡充するとともに、義務教育教科書無償制度を堅持する必要がある。

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が令和7年度までに、段階的に35人に引き下げられるが、さらにきめ細やかな指導を行うために、今後は30人以下学級の実現が不可欠である。

また、昨年から続く新型コロナウイルス感染症が子どもの心へ与えている影響は大きく、その対応等のためには、さらなる加配教員の充実やスクールサポートスタッフ等の全校配置が必要である。

よって、本市議会は、令和4年度政府予算編成において、次の事項に特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償制度を継続すること。
- 2 小学校の35人以下学級を計画的に進め、中学校での35人以下学級を早急に策定すること。また、30人以下学級の実現に向けて検討すること。
- 3 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現し、教職員が子どもと向き合う時間を確保するために、加配の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、業務をアシスタントするためのスクールサポートスタッフを全校配置すること。
- 4 子どもたちの心に寄り添うための、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月27日

大和市議会